

茨城沿岸海岸保全基本計画 改訂検討委員会（第2回）

【茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂原案)について】

『茨城沿岸の現状と課題』

令和7年(2025年) 12月25日



茨城県

基本計画(改訂原案)の内容と構成

| 『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、平成28年3月) | 『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、令和8年3月) |
|-------------------------------------|--|
| 1. 海岸保全基本計画の策定について | 1. 海岸保全基本計画の策定について |
| 1.1 背景 | 1.1 背景 (文章の変更) |
| 1.2 計画を作成する海岸の区分 | 1.2 計画を作成する海岸の区分 |
| 1.3 計画対象範囲 | 1.3 計画対象範囲 (文章の変更) |
| 1.4 海岸保全基本計画において定める事項 | 1.4 海岸保全基本計画において定める事項 (文章の変更) |
| 2. 茨城沿岸の現況と課題 | 2. 茨城沿岸の現況と課題 |
| 2.1 防護面から見た現況と課題 | 2.1 防護面から見た現況と課題 (文章の変更) |
| 2.2 環境面から見た現況と課題 | 2.2 環境面から見た現況と課題 (文章の変更) |
| 2.3 利用面から見た現況と課題 | 2.3 利用面から見た現況と課題 (文章の変更) |
| 2.4 その他の課題 | 2.4 その他の課題 |
| (1) 防護・環境・利用のトレードオフ | (1) 防護・環境・利用のトレードオフ |
| (2) 海岸域における他事業との関係 | (2) 海岸域における他事業との関係 (文章の変更) |
| 3. 海岸の保全に関する基本的な事項 | 3. 海岸の保全に関する基本的な事項 |
| 3.1 茨城沿岸の保全の方向 | 3.1 茨城沿岸の保全の方向 (文章の変更) |
| 3.2 海岸の防護に関する事項 | 3.2 海岸の防護に関する事項 (文章の変更) |
| 3.2.1 海岸の防護の目標 | 3.2.1 海岸の防護の目標 (文章の変更) |
| (1) 防護すべき地域 | (1) 防護すべき地域 |
| (2) 防護水準 | (2) 防護水準 (文章の変更) |
| 3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策 | 3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策 (追加項目) |
| (1) 津波・高潮対策 | (1) 津波・高潮対策 (文章の変更) |
| (2) 侵食対策 | (2) 侵食対策 (文章の変更) |
| (3) 海岸保全施設の整備 | (3) 海岸保全施設の整備 (文章の変更) |
| (4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積 | (4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積 |
| (5) 海岸保全事業の計画 | (5) 海岸保全事業の計画 |
| 3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 | 3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 (文章の変更) |
| (1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進 | (1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進 |
| (2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備 | (2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備 |
| (3) 海岸汚損の抑制 | (3) 海岸汚損の抑制 |
| (4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底 | (4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底 |
| (5) 海岸環境に関する情報の共有 | (5) 海岸環境に関する情報の共有 |
| 3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 | 3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 (文章の変更) |
| (1) 地域振興との連携、調和 | (1) 地域振興との連携、調和 |
| (2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり | (2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり |
| (3) 海辺への円滑なアクセスの確保 | (3) 海辺への円滑なアクセスの確保 (文章の変更) |
| (4) 海岸保全施設の更新 | (4) 海岸保全施設の更新 |
| (5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上 | (5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上 (文章の変更) |
| (6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり | (6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり (文章の変更) |
| (7) 海岸の魅力の発信 | (7) 海岸の魅力の発信 (文章の変更) |
| 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 | 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 |
| 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 | 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更) |
| ・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 | ・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更) |
| 4.2 海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項 | 4.2 海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項 (文章の変更) |
| (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 | (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 |
| (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置 | (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置 (追加項目) |
| (3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 | (3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 |
| 4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 | 4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 (文章の変更) |
| (1) 海岸保全施設の存する区域 | (1) 海岸保全施設の存する区域 |
| (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置 | (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置 |
| (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 | (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 |
| ・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 | ・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 |
| 5. これからの海岸づくりに向けた重要事項 | 5. これからの海岸づくりに向けた重要事項 |
| 5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり | 5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり |
| 5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進 | 5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進 |
| 5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携 | 5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携 |
| 5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携 | 5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携 |
| 5.5 多様な主体との連携 | 5.5 多様な主体との連携 |
| 5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実 | 5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実 |
| 5.7 地球温暖化に伴う気候変動への対応 | 5.7 気候変動への対応 (文章の変更) |
| 5.8 計画の見直し | 5.8 計画の見直し (文章の変更) |

1. 計画書の概要

2. 現況と課題

3. 保全に関する基本的な事項

4. 施設の整備に関する基本的な事項

5. 海岸の保全に関するその他の重要事項

「海岸保全基本方針」による項目

茨城県独自の項目

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

- (1) 海岸線の特性
- (2) 津波の発生状況
- (3) 高波浪の発生状況
- (4) 年最高潮位の発生状況
- (5) 侵食の現状
- (6) 海岸保全施設の整備状況

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

改訂原案 p.9

令和2年(2020年)海岸保全基本方針の変更内容、現行の茨城沿岸海岸保全基本計画(2016年3月改訂)以降に出された「気候変動適応法」、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」等の内容を踏まえ以下を追記。

「気候変動に関する政府間パネル(以下「IPCC」という。)」による第5次評価報告書(2013年)^{注1}では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇していること、更に、21世紀の間、世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇が続くであろうことなどが報告されており、今後の気候変動に伴う高潮等の水災害の頻発化・激甚化を懸念させるものである。^{注2}

注1:気象庁「IPCC 第5次評価報告書」

<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar5/index.html>

注2:気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/hozen/teigen.pdf

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

(1) 海岸線の特性

(2) 津波の発生状況

(3) 高波浪の発生状況

(4) 年最高潮位の発生状況

(5) 侵食の現状

(6) 海岸保全施設の整備状況

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【津波の発生状況】

○ 茨城沿岸に襲来した津波

改訂原案 p.13

現計画となった平成28年(2016年)以降に県内沿岸へ襲来した津波を追記。

∴ 5件追加

出典:「茨城沿岸津波浸水想定区域調査報告書(概要版)」(平成24年10月)、気象庁HP「津波の観測値」を参考に作成

表 2.1 茨城沿岸に襲来した主な津波とその概要

| 発生年 | 地震名 | M | 概要 |
|------|--------------------|---------|---|
| 799 | - | - | 鹿島・那加・久慈・多珂で津波記録あり。震源地不明。 |
| 869 | 貞観地震 | 8.2 | 震央は三陸はるか沖。最近の堆積物調査などにより、東北地方太平洋沖地震クラスと考えられている。茨城県では津波痕跡が発見されていない大地震。 |
| 1420 | - | - | 河原子で津波記録あり。震源地不明。 |
| 1677 | 延宝房総沖地震 | 8.0 | 震央は、房総半島東方沖。磐城から房総にかけて津波襲来。水戸領内で潰家189, 溺死36。舟破損または流出353。茨城県内で記録されている津波被害の中で最も大きい。津波痕跡は、大洗で5m(羽鳥2003)。 |
| 1703 | 元禄地震 | 7.9~8.2 | 震央は伊豆大島近海。千葉県では、津波痕跡があるが茨城県では痕跡が発見されていない大地震。 |
| 1896 | 明治三陸地震 | 8.5 | 震央は、三陸はるか沖。津波が最も高かったのは、三陸町綾里白浜の38.2mで、明治以降日本で発生した津波の最高記録である。福島県では津波痕跡が見られているが、茨城県では痕跡が発見されていない大地震。 |
| 1923 | 大正関東地震 | 7.9 | 震央は相模湾。茨城県では死者5名、負傷40名。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅では、最大は53cm(祝町(大洗))。 |
| 1933 | 昭和三陸地震 | 8.1 | 震央は、三陸はるか沖。岩手県、宮城県、福島県、茨城県の一部で震度5を記録。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅では、最大は64cm(祝町(大洗))。 |
| 1938 | 福島県東方沖地震 | 7.5 | 震央は、福島県沖。宮城県、福島県、茨城県の一部で震度5を記録。津波による被害はなし。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅では、最大は88cm(祝町(大洗))。 |
| 1952 | 十勝沖地震 | 8.2 | 震央は、十勝沖。北海道南東部の広い範囲で震度5、茨城県では水戸で震度2を記録。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅では、最大は28cm(水戸)。 |
| 1960 | チリ地震 | 9.5 | 震央はチリ南部沖。震源地周辺の最大震度は6。記録がある中で、世界最大の地震規模の地震である。地震による被害も甚大であったが、津波は、太平洋沿岸各地に波及した。日本へは、地震発生から約22時間半後に三陸沿岸を中心に襲来した。茨城県での被害は、建物床下浸水 1、堤防決壊 1、船舶被害のみにとどまった。津波の高さは茨城県最大で3mを記録した。 |
| 1969 | 北海道東方沖地震 | 7.8 | 震央は北海道東方沖。北海道の一部で震度4が記録された(茨城県記録無し)。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅は日立の38cmがある。 |
| 1972 | 八丈島東方沖地震 | 7.2 | 震央は八丈島東方沖。水戸で震度4であった。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅のうち、最大は45cm(日立)。 |
| 1978 | 宮城県沖の地震 | 7.4 | 震央は宮城県沖。水戸は震度4であった。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅では、最大は29cm(鹿島港)。 |
| 1981 | 宮城県沖の地震 | 7.0 | 震央は宮城県沖。地震による被害はなかった。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅では、最大は18cm(大洗)。 |
| 1982 | 茨城県沖地震 | 7.0 | 震央は茨城県沖。茨城県と福島県の一部で、最大震度4であった。常磐線が全面ストップした程度で大きな被害はなかった。検潮記録による津波の最大全振幅は、茨城県の検潮所が記録した最大全振幅では、最大は26cm(大洗)。 |
| 1994 | 北海道東方沖地震 | 8.1 | 震央は北海道東方沖。水戸は震度3。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅では、最大は90cm(大洗)。 |
| 1994 | 三陸はるか沖地震 | 7.5 | 震央は、三陸はるか沖。水戸は震度2。茨城県の検潮所が記録した最大全振幅は大洗の54cmがある。 |
| 2010 | チリ地震 | 8.8 | 震央は、チリ中部沖。日本へは、地震発生から約22時間後に太平洋沖に襲来した。茨城県では、最大で、会瀬漁港での遡上高1.3~1.8m(今井ら2010, 平成22年2月地震・火山月報(防災編)) |
| 2011 | 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) | 9.0 | 宮城県栗原で最大震度7、茨城県の一部で震度6強が記録された。地震の規模は20世紀以降の上位5位に含まれ、日本観測史上最大の地震であった。茨城県での被害は、死者24人(うち津波による死者6人)、行方不明者1人、負傷者707人であった。観測された津波痕跡は、茨城県沿岸でも最大で北茨城市の9.5mであった。 |
| 2014 | チリ地震 | 8.2 | 震央は、チリ北部沿岸。茨城県では、大洗で0.3m、鹿島港で10cmの津波を観測。 |
| 2015 | チリ地震 | 8.3 | 震央は、チリ中部沖。茨城県では、大洗で40cm、鹿島港で20cmの津波を観測。 |
| 2016 | 福島県沖地震 | 7.4 | 震央は、福島県沖。茨城県では、大洗で49cmを観測。 |
| 2021 | ケルマデック諸島の地震 | 8.1 | 震央は、ケルマデック諸島沖。茨城県では、大洗で49cmを観測。 |
| 2022 | トンガ諸島の噴火に伴う潮位変化 | 8.1 | フンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山(トンガ諸島)で発生した大規模な噴火に伴う潮位変化。茨城県では、大洗で56cmを観測。 |
| 2022 | 福島県沖地震 | 7.4 | 震央は、福島県沖。茨城県では、大洗で12cmを観測。 |
| 2025 | カムチャツカ半島付近の地震 | 8.8 | 震央はカムチャツカ半島東方沖、茨城県では、大洗で70cm、鹿島港で80cmを観測(速報値)。 |

2. 茨城沿岸の現況と課題

【津波の発生状況】

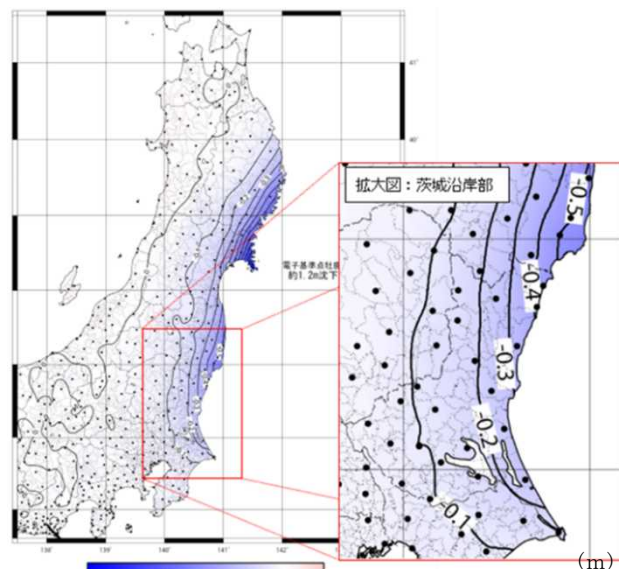
○ 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)

改訂原案 p.14

平成28年(2016年)以降、余効変動により県内の地盤高は戻りつつあるが、依然として震災前よりは沈下している。気候変動も影響と併せその旨を追記。

地盤沈下については、その後、地盤高が回復している状況も確認されているが、いまだに地盤沈下の影響は残っており、加えて気候変動に伴う平均海面水位上昇や砂浜幅の減少等による、海岸保全施設の防護機能への影響が懸念される。

2011年3月10日～2011年3月12日の比較



2011年2月1日～2021年2月1日の比較

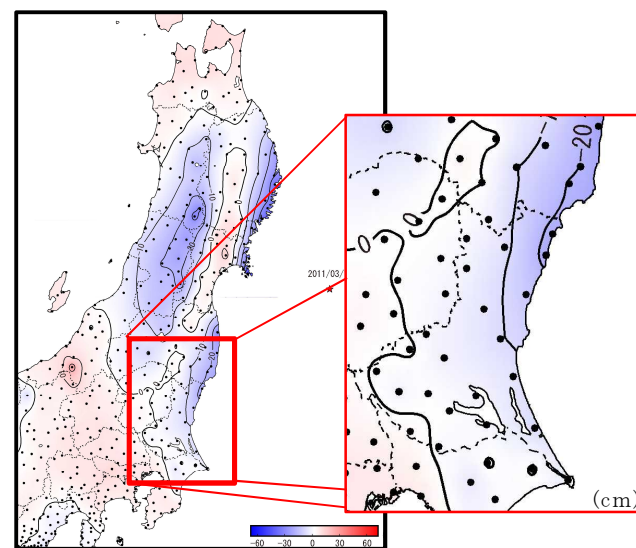


図 2.5 東日本大震災直後の広域地盤沈下の状況
出典:平成23年(2011年)東日本大震災に関する
情報提供(国土地理院)

(参考)東日本大震災直後の広域地盤沈下の状況
出典:平成23年(2011年)東日本大震災に関する
情報提供(国土地理院)

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

- (1) 海岸線の特性
- (2) 津波の発生状況
- (3) 高波浪の発生状況
- (4) 年最高潮位の発生状況
- (5) 侵食の現状
- (6) 海岸保全施設の整備状況

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

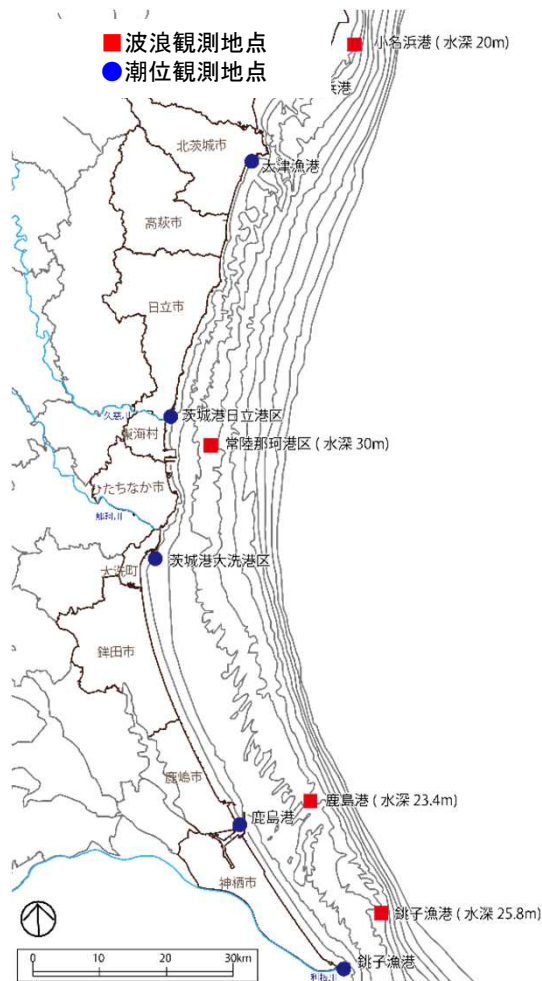
2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

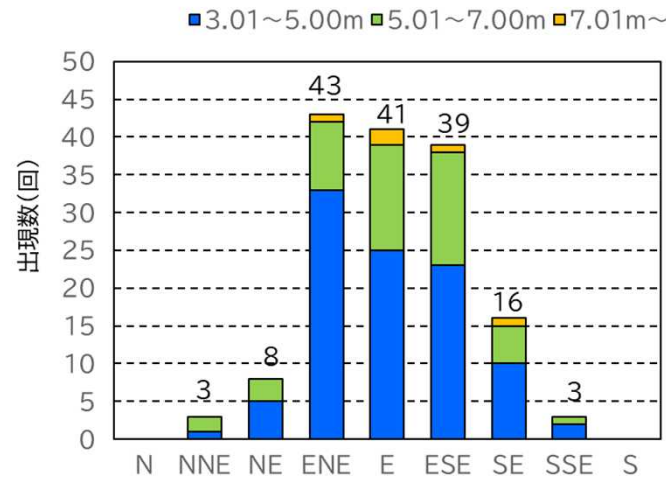
【高波浪の発生状況】

改訂原案 p.19

現計画に記載されているデータに、2011年～2022年のデータを追加し、各年上位4波の波浪頻度と6m以上の高波浪を再整理した。



茨城沿岸の波浪および潮位観測地点



| 波高(m) \ 波向 | N | NNE | NE | ENE | E | ESE | SE | SSE | S | 合計 | (%) |
|-------------|---|------|-----|-----|----|-----|----|-----|---|-------|-------|
| 2.01 ~ 2.50 | | | | | | | | | | | |
| 2.51 ~ 3.00 | | | | | | | | | | | |
| 3.01 ~ 3.50 | | | 1 | 4 | 5 | 3 | 2 | 1 | | 16 | 10.46 |
| 3.51 ~ 4.00 | | 1 | 1 | 11 | 6 | 3 | | | | 22 | 14.38 |
| 4.01 ~ 4.50 | | | 1 | 5 | 8 | 9 | 7 | 1 | | 31 | 20.26 |
| 4.51 ~ 5.00 | | | 2 | 13 | 6 | 8 | 1 | | | 30 | 19.61 |
| 5.01 ~ 5.50 | | 1 | 1 | 7 | 7 | 5 | 3 | 1 | | 25 | 16.34 |
| 5.51 ~ 6.00 | | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 1 | | | 14 | 9.15 |
| 6.01 ~ 6.50 | | | | | 1 | 1 | 1 | | | 3 | 1.96 |
| 6.51 ~ 7.00 | | | 1 | 1 | 1 | 4 | | | | 7 | 4.58 |
| 7.01 ~ 7.50 | | | | 1 | | 1 | 1 | | | 3 | 1.96 |
| 7.51 ~ 8.00 | | | | | 1 | | | | | 1 | 0.65 |
| 8.01 ~ | | | | | 1 | | | | | 1 | 0.65 |
| 合計 | | 3 | 8 | 43 | 41 | 39 | 16 | 3 | | 153 | 100.0 |
| (%) | | 1.96 | 5.2 | 28 | 27 | 25 | 10 | 2 | | 100.0 | |
| | | | | | | | | | | 総計 | 153 |

1980年～2022年の各年上位4位(茨城港常陸那珂港区)

図 2.9 茨城港 常陸那珂港区波浪観測地点における波向別高波浪の出現頻度
出典:全国港湾海洋波浪情報網(NOWPHAS) 茨城港常陸那珂

2. 茨城沿岸の現況と課題

【高波浪の発生状況】

改訂原案 p.19

表 2.2 茨城港 常陸那珂港区 波浪観測地点で観測された波高6m以上の高波浪
(2001年～2022年)

| 発生年月日 | 有義波高 (m) | 有義波周期 (s) |
|----------------|----------|-----------|
| 2005年 1月16日22時 | 7.03 | 13.4 |
| 2006年10月 6日22時 | 7.59 | 10.4 |
| 2006年10月24日14時 | 6.71 | 10.0 |
| 2008年 4月 8日17時 | 6.83 | 11.7 |
| 2009年 1月31日10時 | 6.67 | 8.5 |
| 2010年 3月10日 6時 | 6.93 | 7.2 |
| 2010年 9月25日20時 | 6.35 | 12.5 |
| 2013年10月16日 7時 | 7.32 | 8.3 |
| 2014年 2月 9日 2時 | 8.41 | 11.0 |
| 2014年 2月15日11時 | 7.96 | 11.5 |
| 2016年 1月18日13時 | 6.82 | 10.1 |
| 2016年 8月30日10時 | 6.85 | 12.6 |
| 2017年10月23日 2時 | 6.18 | 8.2 |
| 2020年 4月13日16時 | 7.63 | 8.5 |

出典:全国港湾海洋波浪情報網:NOWPHAS 茨城港常陸那珂

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

- (1) 海岸線の特性
- (2) 津波の発生状況
- (3) 高波浪の発生状況
- (4) 年最高潮位の発生状況
- (5) 侵食の現状
- (6) 海岸保全施設の整備状況

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【年最高潮位の発生状況】

改訂原案 p.20

平成28年(2016年)以降のデータ(~2022年)を基に、各潮位観測点における年最高潮位を整理・追加した。

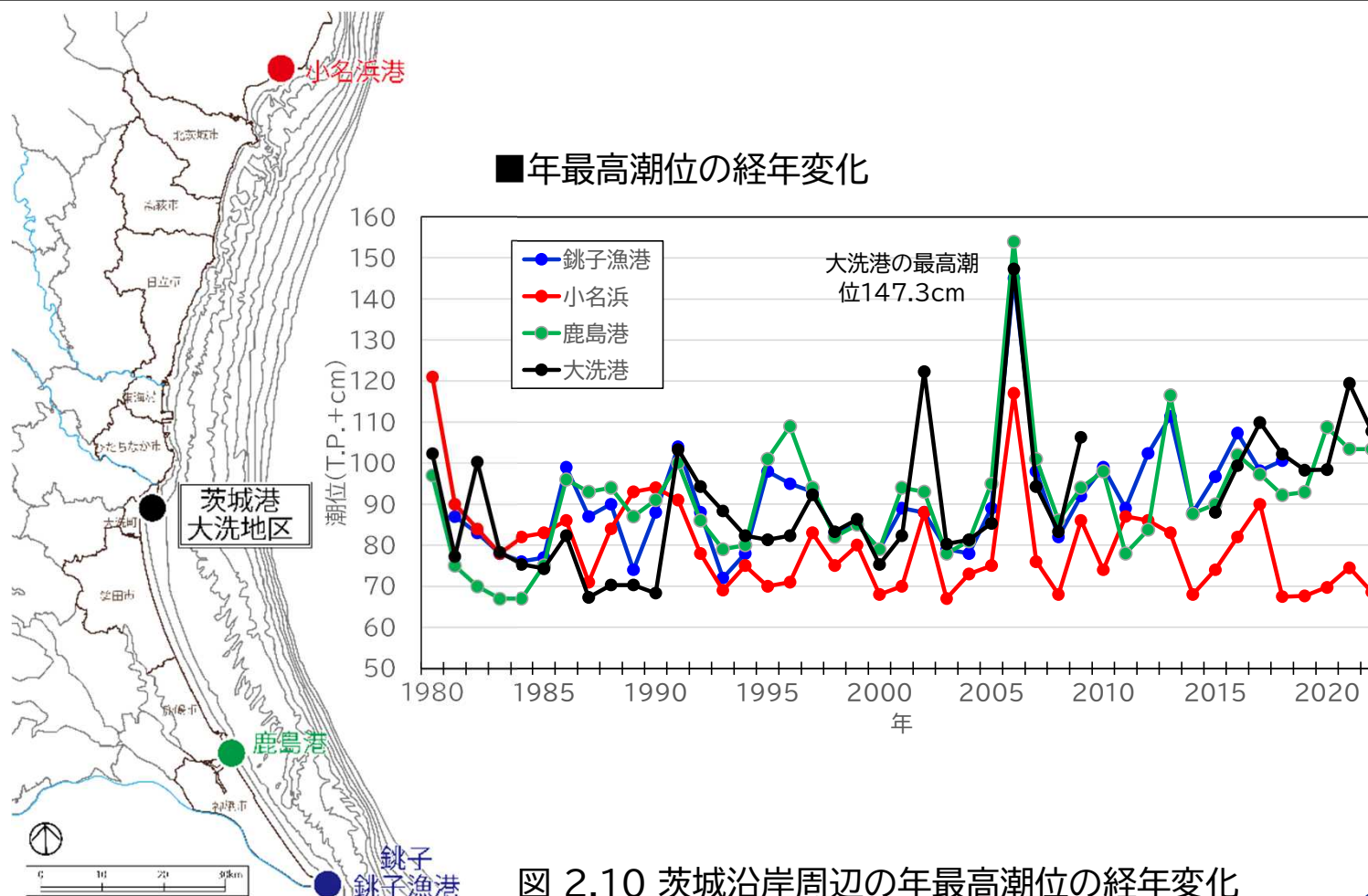


図 2.10 茨城沿岸周辺の年最高潮位の経年変化

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

- (1) 海岸線の特性
- (2) 津波の発生状況
- (3) 高波浪の発生状況
- (4) 年最高潮位の発生状況
- (5) 侵食の現状
- (6) 海岸保全施設の整備状況

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【侵食の現状】

改訂原案 p.21

令和2年(2020年)海岸保全基本方針の変更内容、現行の茨城沿岸海岸保全基本計画(平成28年3月改訂)以降に出された「気候変動適応法」「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」等の内容を踏まえ一部追記。

《砂浜海岸における海岸線の変化》

茨城沿岸における近年の海岸保全施設の被災は、緩傾斜護岸が多くを占めている。これは、近年の侵食により、堤体の安定に必要な前浜が不足し被災するパターンであり、先般の東日本大震災に起因する地盤沈下の影響が残るなか、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化、波浪の変化による影響も含め、今後も同様な被災が多発することが懸念される。

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

- (1) 海岸線の特性
- (2) 津波の発生状況
- (3) 高波浪の発生状況
- (4) 年最高潮位の発生状況
- (5) 侵食の現状
- (6) 海岸保全施設の整備状況

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【海岸保全施設の整備状況】

改訂原案 p.25

平成24年(2012年)の整備延長、平成25年(2013年)築年数別延長の集計を令和6年(2024年)の値に更新。

※ 堤防全体の75%が建設から40年以上経過している。

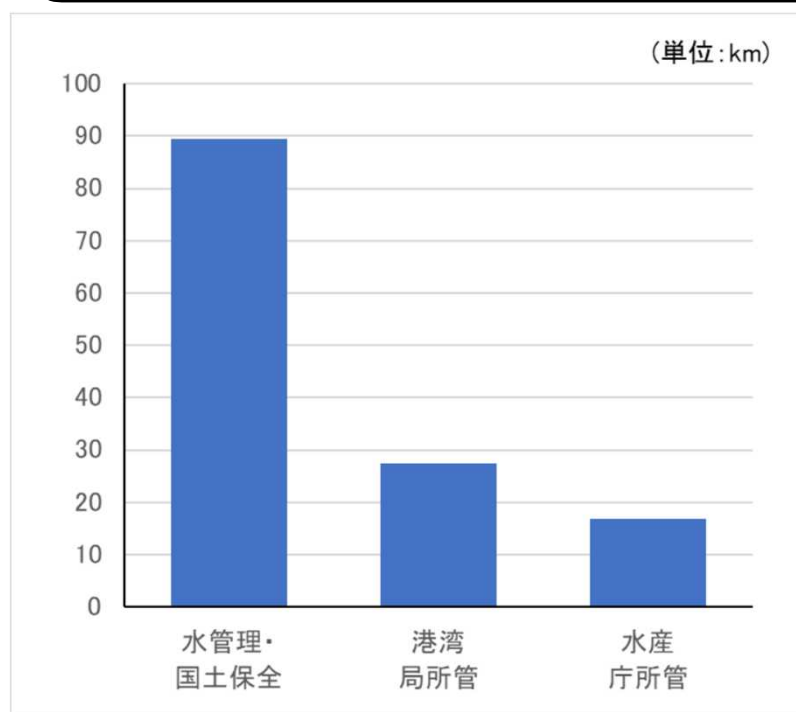


図 2.14 茨城沿岸の所管・施設別の整備延長
(令和6年海岸統計より)

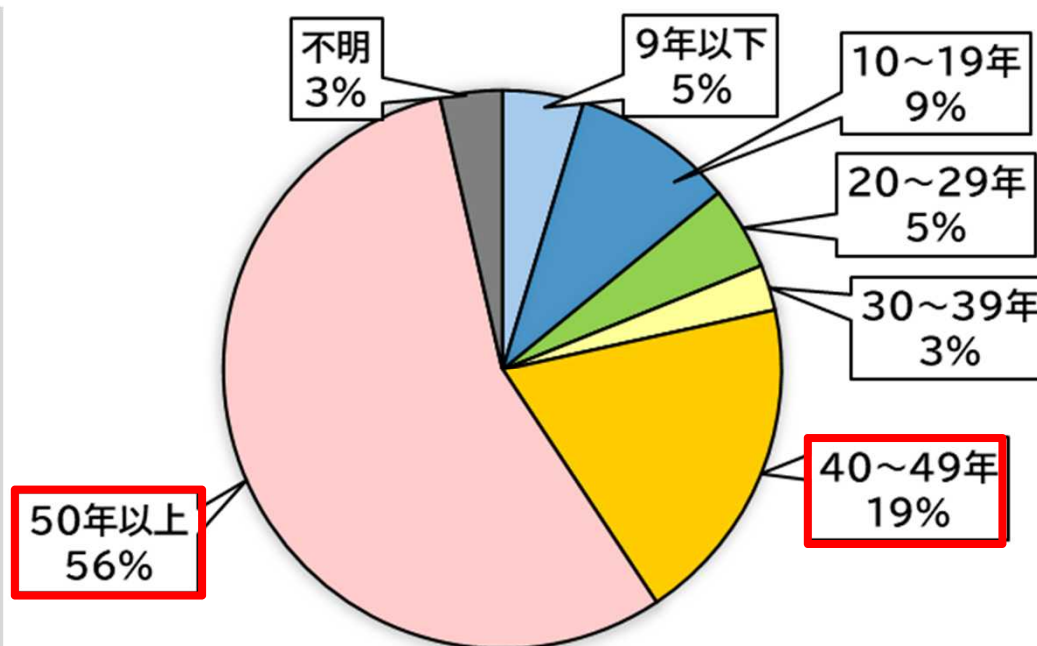


図 2.15 茨城沿岸の海岸堤防の築年数と
海岸保全施設の老朽化
(国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)
※ 令和6年(2024年)3月時点

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

2.2 環境面から見た現況と課題

(1) 生物の生育・生息・繁殖環境

(2) 多様な海岸地形、優れた海岸景観

(3) 自然公園等

(4) 自然環境に対する人為的な影響

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【生物の生育・生息・繁殖環境】

改訂原案 p.30-31

岩礁生物(藻類)について、現計画に改訂された報告書を反映し、茨城沿岸で確認された主な藻類を更新。

表 2.5 茨城沿岸で確認された主な藻類

| 藻類 | |
|--------|--|
| ■潮上帯 | アオノリ, イソダンツウ, ハナフノリ, シリオミドロ, ウシケノリ |
| ■潮間帯上部 | アナアオサ, フクロフノリ |
| ■潮間帯中部 | マツモ, カイノリ, カヤモノリ, イワヒゲ, ウミトラノオ |
| ■潮間帯下部 | ヒジキ, イボツノマタ, イソマツ, ハリガネ, エビアマモネ, ユナ |
| ■潮下帯 | ワカメ , アラメ, アズマネジモク |

2. 茨城沿岸の現況と課題

改訂原案 p.30-31

【生物の生育・生息・繁殖環境】

岩礁生物(藻類)について、現計画に改訂された報告書を反映し、茨城沿岸で確認された主な藻類を更新。

表 2.6 藻類の種数の変化

| 調査期間 | 緑藻 | 褐藻 | 紅藻 | 合計種数 |
|-----------|----|----|-----|------|
| 1961-1975 | 16 | 36 | 112 | 164 |
| 1975-1981 | 17 | 36 | 113 | 166 |
| 1981-1992 | 18 | 28 | 88 | 134 |
| 1997-1999 | 13 | 23 | 77 | 113 |
| 2012-2014 | 13 | 21 | 74 | 108 |

出典:「茨城の海の生き物」(茨城新聞社)、「茨城県自然博物館第Ⅱ期第3次総合調査報告書」より作成

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

2.2 環境面から見た現況と課題

(1) 生物の生育・生息・繁殖環境

(2) 多様な海岸地形、優れた海岸景観

(3) 自然公園等

(4) 自然環境に対する人為的な影響

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【自然公園等】

改訂原案 p.38

現計画以降に改訂された報告書を反映し、茨城沿岸の自然公園等の配置図を更新。

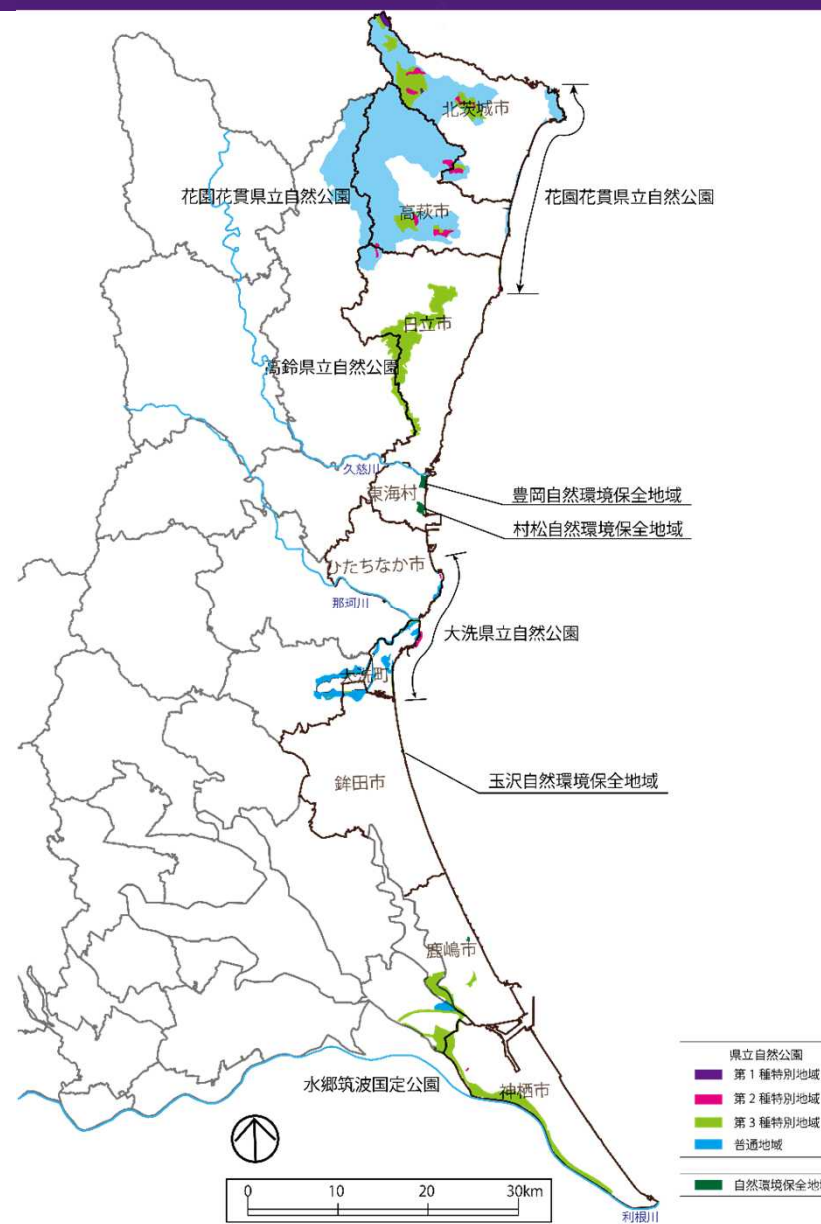


図 2.21 自然公園等

出典:茨城県自然公園等配置図(令和5年12月)に基づき作成

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

2.2 環境面から見た現況と課題

(1) 生物の生育・生息・繁殖環境

(2) 多様な海岸地形、優れた海岸景観

(3) 自然公園等

(4) 自然環境に対する人為的な影響

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【自然環境に対する人為的な影響】

改訂原案 p.39

沿岸海域の水質について、現計画以降の調査結果に更新。

表 2.8 海水浴場の水質調査結果(平成28年度～令和7年度) ※茨城県環境対策課(HP)

| 市町村 | 海水浴場名 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------|------------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 北茨城市 | 磯原二ツ島海水浴場 | AA | A | A | A | A | AA | A | A | B | A |
| 高萩市 | 高萩海水浴場 | A | A | A | A | B | AA | A | A | B | A |
| 日立市 | 伊師浜海水浴場 | AA | AA | A | AA | AA | AA | AA | A | A | AA |
| | 川尻海水浴場 | A | AA | A | AA | B | AA | A | A | B | AA |
| | 会瀬海水浴場 | AA | AA | AA | AA | A | AA | AA | AA | A | A |
| | 河原子海水浴場 | AA | A | AA | AA | A | AA | AA | A | A | A |
| | 水木海水浴場 | AA | AA | AA | AA | A | AA | AA | A | A | A |
| | 久慈浜海水浴場 | AA | AA | AA | AA | A | AA | AA | AA | A | AA |
| ひたちなか市 | 阿字ヶ浦海水浴場 | AA | A | A | A | A | A | AA | A | A | A |
| | 平磯海水浴場 | AA | A | AA | AA | A | B | A | A | B | AA |
| | 姥の懐マリンプール | AA | A | A | AA | A | A | | | | |
| 大洗町 | 大洗海水浴場 | A | A | A | A | AA | | | | | |
| | 大洗サンビーチ | AA | AA | A | AA | B | AA | AA | A | B | B |
| 鉾田市 | 大竹海岸鉾田海水浴場 | AA | AA | A | AA | AA | A | A | B | B | A |
| 鹿嶋市 | 下津海水浴場 | AA | AA | A | A | A | B | B | A | B | A |
| | 平井海水浴場 | AA | AA | A | AA | A | B | AA | A | B | AA |
| 神栖市 | 日川浜海水浴場 | AA | AA | A | AA | A | AA | A | A | B | A |
| | 波崎海水浴場 | AA | AA | AA | AA | B | AA | B | B | B | AA |

- : 海水浴場閉鎖等により調査未実施
 大洗海水浴場 : 令和3年度以降
 姥の懐マリンプール: 令和4年度以降

参考 水質判定基準(環境省)

| 区分 | ふん便性大腸菌群数 | 油膜の有無 | COD | 透明度 | |
|----|----------------|-----------------|--------------|----------------------|---------------|
| 適 | 水質 AA | 不検出(<2 個/100mL) | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 | 全透(1m 以上) |
| | 水質 A | 100 個/100mL 以下 | | | |
| 可 | 水質 B | 400 個/100mL 以下 | 常時は油膜が認められない | 5mg/L 以下 8mg/L 以下 | 1m 未満~50cm 以上 |
| | 水質 C | 1000 個/100mL 以下 | | | |
| 不適 | 1000 個/100mL 超 | 常時油膜が認められる | 8mg/L 超 | 50cm 未満 | |

(注) 「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 ・各項目のすべてが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 ・各項目のすべてが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 ・各項目のすべてが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 ・これら以外のものを「水質 C」とする。ただし、いずれかの項目が「不適」であるものは「不適」とする。

2. 茨城沿岸の現況と課題

【自然環境に対する人為的な影響】

改訂原案 p.41

令和5年(2023年)から大洗サンビーチにおいて実施している自動車等の乗入れ規制についての内容を追記。

④ 車両の進入

県内でも有数の海水浴場となっている大洗サンビーチは、年間を通して多くの海岸利用者がいる。しかし近年、砂浜への自動車等の乗入れが多くなり、海岸利用者との接触事故などが懸念されたことから、海岸法の規定に基づき、大洗サンビーチへの自動車等の乗入れを規制(図 2.22参照)することとした。

大洗サンビーチにおける自動車等の乗入れ禁止

令和5年4月1日から、下図の赤部分の範囲の海浜地一帯は、海岸利用者の安全確保のため、海岸法により自動車、サンドバギー車を含む自動二輪車及び原動付き自転車などの乗入れが禁止されます。



違反した者には、海岸法により6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。

図 2.22 大洗サンビーチにおける自動車等の乗り入れ禁止案内

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

(1) 海岸域の土地利用

(2) 海辺へのアクセス

(3) 多様な海岸利用

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【海岸域の土地利用】

改訂原案 p.48

現計画策定以降の漁業実態、資源管理実態を踏まえ、記載内容を一部変更。
また、新たな資源保護やブランディングについて追記。

③ 漁業

鹿島灘海岸のチョウセンハマグリ漁獲量は、一時期激減したが、漁業者による厳格な資源管理が行われたこと等により、近年は増加傾向にある(図 2.27)。

なお、鹿島灘海岸ではチョウセンハマグリやウバガイ等の二枚貝資源保護のため、潮干狩りによる採捕ができる場所を4箇所海岸に限定しており、採捕漁具や採捕量についても制限を設けている(図 2.28)。

また、イセエビ(常陸乃国いせ海老:令和5年6月)やシラス(常陸乃国しらす:令和6年10月)、マサバ(常陸乃国まさば:令和6年11月)のブランド化(図 2.29)による高付加価値化や、ブドウエビ等の養殖技術の開発等に取り組んでいる。

2. 茨城沿岸の現況と課題

改訂原案 p.48

| 漁法、主な魚種 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 船びき網 しらす さより いかなご おきあみ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 底びき網 板びき網 ひらめ、かれい、しな、たこ えび板びき網 さるえび | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● |
| 貝けた網 鹿島灘まぐり、ほっきかい | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 刺網 流し網 いなだ、たい | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 固定式刺網 ひらめ、かれい | | | | | | ● | ● | ● | | | | |
| その他 ひき縄釣一本釣 かつお、めじ、しなだ ひらめ | ● | | | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| せん・かご あなご、ばい | | | | | | | ● | ● | | | | |

■貝けた網漁



図 2.26 主な沿岸漁業の主要漁期
出典:「茨城の水産」(茨城県、令和6年12月)

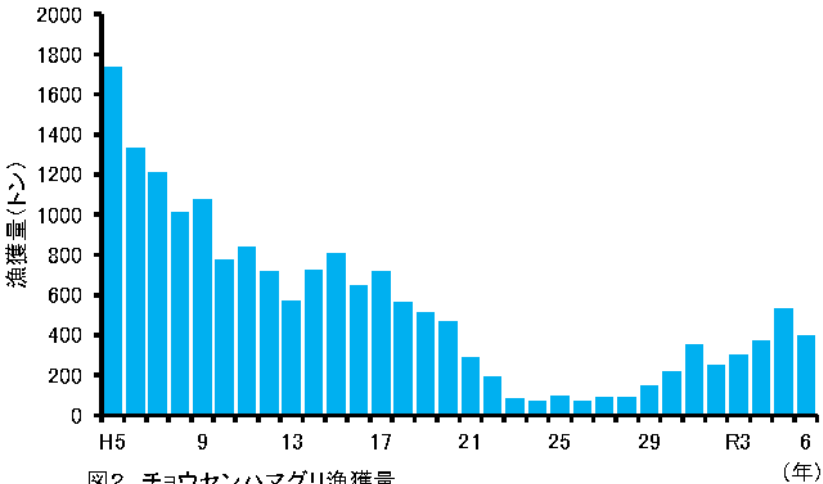


図2 チョウセンハマグリ漁獲量
(農統(~H18)、水試聞き取り(H19~)、属地)

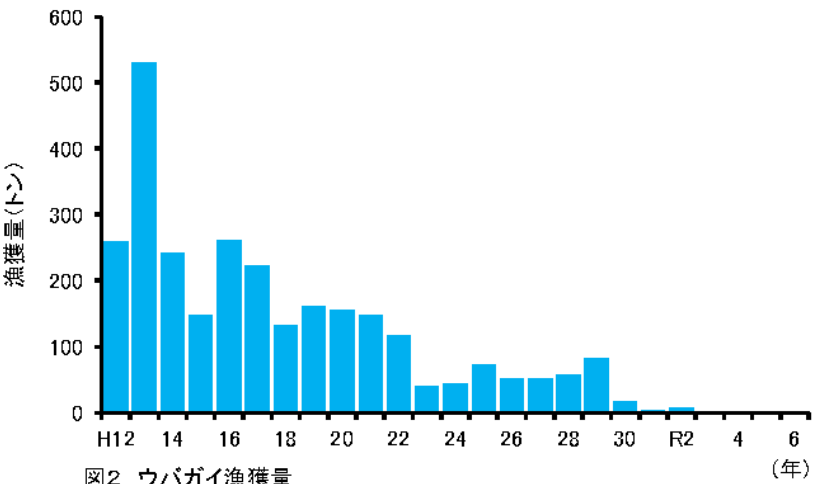


図2 ウバガイ漁獲量
(農統(~H18)、水試聞き取り(H19~)、属地)

図 2.27 チョウセンハマグリ及びウバガイの漁獲量推移
出典:茨城県HP「茨城県産重要魚種の生態と資源」

2. 茨城沿岸の現況と課題

改訂原案 p.49

図 2.28 鹿島灘での潮干狩りのルール

■常陸乃国いせ海老



■常陸乃国しらす



■常陸乃国まさば



図 2.29 ブランド名及びロゴマーク

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

(1) 海岸域の土地利用

(2) 海辺へのアクセス

(3) 多様な海岸利用

2.4 その他の課題

2. 茨城沿岸の現況と課題

【多様な海岸利用】

改訂原案 p.50

安全な海浜利用へ向け、多言語の注意喚起を追加。

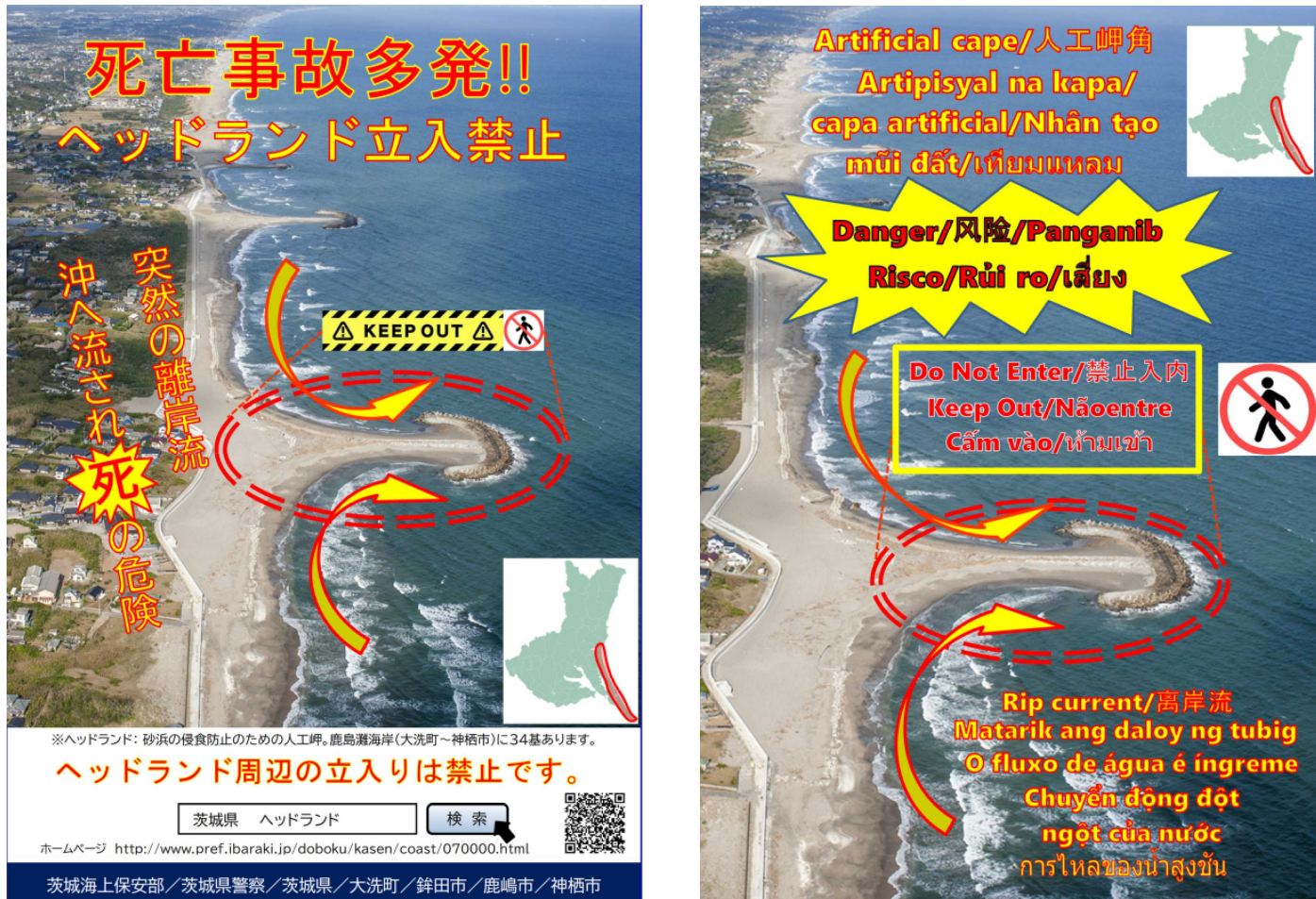


図 2.30 鹿島灘海岸 ヘッドランド周辺に発生する離岸流の注意喚起ポスター

2. 茨城沿岸の現況と課題

【海水浴利用】

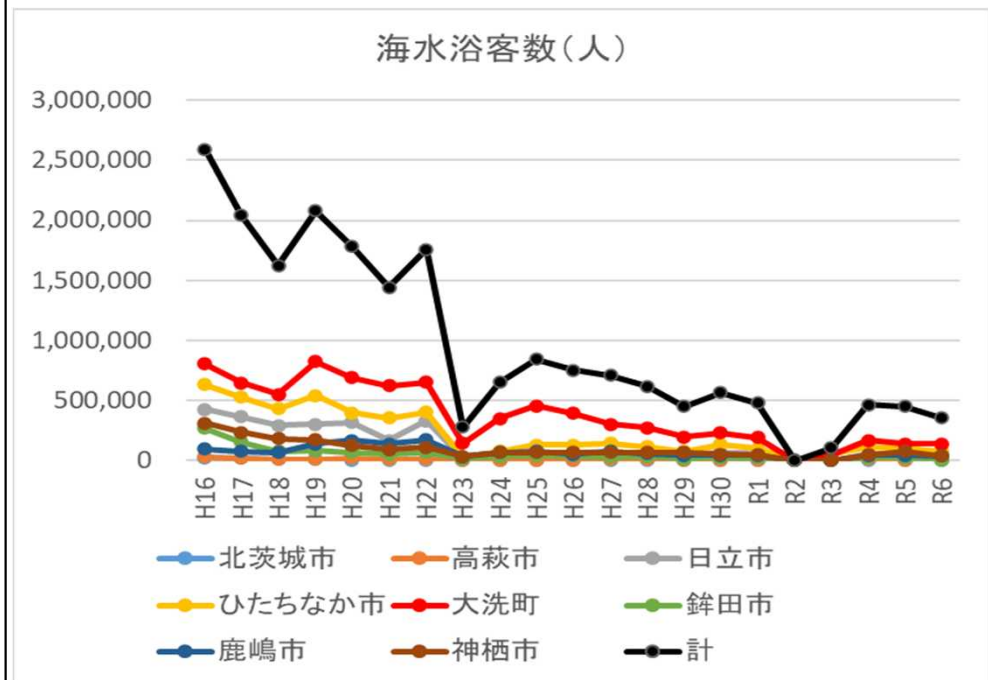
改訂原案 p.51-52

現計画以降の海水浴の実態を踏まえ修正・追記。

茨城沿岸には、令和3年度まで18箇所
の公設海水浴場があったが、令和4年度
に姥の懐マリプールは閉鎖、大洗海水
浴場は遊泳禁止となったことで、令和7
年現在の海水浴場は16箇所となってい
る(図 2.31)。

なお、海水浴客数は、東日本大震災
後回復しつつあったが、令和2年から
3年にかけての新型コロナウイルス感
染拡大の影響により激減した。令和4
年には、新型コロナウイルス感染拡大
以前まで回復したものの、その後は連
日の猛暑や台風の影響、令和6年は南
海トラフ地震臨時情報による海のレ
ジャー・旅行控えなどにより海水浴客
数は減少傾向にある。

■海水浴客数の推移



2. 茨城沿岸の現況と課題

【地域に根付く海岸の利用・行事】

改訂原案 p.55

現計画以降の海辺で行われているイベントを修正・追記。

表 2.9 海辺のイベント

| 市町村 | イベント | 海岸名等 |
|--------|--|--|
| 北茨城市 | ・常陸大津の御船祭 ・大津盆船流し ・ビーチクリーン ・ビーチフラッグ大会、波乗り体験 | 大津漁港 磯原ニツ島海水浴場 |
| 高萩市 | ・元旦神輿渡御 ・ビーチクリーン ・ビーチバレー大会 ・ウォーターアスレチック ・花火大会 | 有明地区海岸 |
| 日立市 | ・ビーチクリーン ・土玉まつり ・ビーチクリーン ・夏まつり花火大会 ・土玉まつり ・ビーチクリーン ・おおせ夏まつり花火大会 ・会瀬定置市 ・ひたちサンドアートフェスティバル ・海のチャレンジフェスティバルIN河原子 ・ビーチクリーン ・ひたち河原子花火大会 ・PLAGE-supported by Naturally.K (音楽イベント) ・茨城サーフィンクラシック | 伊師地区海岸 川尻港海岸 会瀬漁港海岸 河原子港海岸、 河原子地区海岸 |
| | ・金砂大祭礼 (磯出) ・ビーチクリーン ・ビーチクリーン ・日立港まつり (花火大会、イベント) ・道の駅日立おさかなセンター「旬漁祭」 | 水木漁港海岸 久慈漁港海岸 日立港区海岸 久慈地区 |
| ひたちなか市 | ・IBARAKI DREAM LAND -SEA- in阿字ヶ浦海岸 (音楽、映画、フラダンス、花火等) ・ビーチライフふれあいフェスティバル ・阿字ヶ浦海上花火大会 ・海中釣り台「くじらの大ちゃん」 ・ROCK IN JAPAN FESTIVAL (ロック イン ジャパン フェスティバル) ・姉の懐マリンブールの水全部抜く調査隊! ・那珂湊海上花火大会 ・みなと八朔まつり ・三浜駅伝競走大会 | 阿字ヶ浦地区海岸 磯崎漁港海岸 阿字ヶ浦地区 平磯海水浴場 国営ひたち海浜公園 姉の懐マリンブール 那珂湊漁港 阿字ヶ浦地区海岸 磯崎漁港海岸 阿字ヶ浦地区 ～磯浜地区海岸 (大洗町) |
| 大洗町 | ・クリーンアップ大洗 ・三浜駅伝競走大会 ・大洗地魚とれたて市 ・ドルコバ大祭 in 大洗町 ・大洗マリーナヨットレース ・盆踊りの夕べ ・大洗八朔祭 ・カジキ釣り国際大会 ・商工感謝祭&大洗あんこう祭 ・風にころがるTシャツ展 ・クリーンアップ大洗 ・ビーチバレー in 大洗 ・全日本ビーチ・レスリング選手権大会 ・大洗海上花火大会 ・茨城サーフィンクラシック ・ウォーターサイドフェスティバル (地曳網漁体験等) ・ナイトパーク大洗 ・大洗春祭り 音楽フェスタ (花火大会等) | 磯浜地区海岸 大洗港 大洗港区海岸 |
| 鉾田市 | ・ビーチクリーン ・大竹海岸ハマグリまつり | 大竹地区海岸 |
| 鹿嶋市 | ・鹿嶋市海岸一斉清掃 ・ライフガードチームによるイベント ・地曳き網体験イベント ・鹿嶋市海岸一斉清掃 ・観光協会によるイベント ・ライフガードチームによるイベント ・かしま納涼海花火 ・かしま海マルシェ&わくわくスプラッシュバトル ・鹿島港魚釣園 魚拓風Tシャツ・手ぬぐい作り ・鹿島灘はまぐり祭り | 下津地区海岸 鹿島港海岸 平井地区 (仮称)鹿島港海岸 外港北海浜地区海岸 |
| 神栖市 | ・海岸清掃 ・ビーチクリーン ・カミスコだけ！ビーチフェス ・きらっせ祭り、花火大会 | 日川地区海岸 鹿島港海岸 日川地区 波崎漁港海岸 |

目次

2 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題

2.2 環境面から見た現況と課題

2.3 利用面から見た現況と課題

2.4 その他の課題

(1) 防護・環境・利用のトレードオフ

(2) 海岸域における他事業との関係

2. 茨城沿岸の現況と課題

【海岸域における他事業との関係】

改訂原案 p.56

現計画以降に改訂された海岸域における主な法律を変更・追記

表 2.10 海岸域における主な法律とその目的

| 法律 | 目的 |
|------------------|--|
| 海岸法 | 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 |
| 森林法 | 森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。 |
| 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。 |
| 港湾法 | 交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。 |
| 河川法 | 河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。 |
| 都市公園法 | 都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 |
| 土地改良法 | 農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。 |
| 道路法 | 道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。 |